

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

申立期間が「申請免除」となっていることが分かった。申立期間当時は、夫と共に経営する事業が好調で、免除申請した覚えは無い。夫が急死したときでも年金は納付しており、60歳までの全期間納付しているのに、申立期間が免除となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除くすべての国民年金被保険者期間について、保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の子は「昭和25年の創業以来、最大の危機は49年4月に大黒柱である父（申立人の夫）が急死したときだった。そんな困難なときでも保険料の免除申請はしなかったと母から聞いた。経営に何も問題が無かった時期に保険料の免除を申請するなど考えられない。」と証言している。

さらに、申立人とその夫の営んでいた事業は、申立期間の前後においても、変わることなく継続されており、その経営状況が悪化し、資力に問題が生ずる等の事情は認められず、当該期間の国民年金保険料について申請免除とされていることは不自然である。

加えて、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月21日から32年3月1日まで  
② 昭和32年7月1日から33年5月10日まで  
③ 昭和33年7月1日から34年3月12日まで  
④ 昭和34年7月1日から35年4月25日まで  
⑤ 昭和35年7月1日から35年12月28日まで

ねんきん特別便で、申立期間の記録が欠落している旨返信したところ、当該期間については、脱退手当金を受けたことになっていると初めて知った。当時、社長が夜逃げをして大騒ぎで、会社退職時に年金や脱退手当金の説明をされた記憶は一切ない。脱退手当金という制度があることも初めて知り、退職時に金品は一切受け取っていない。退職時に何らかの事務手続をした記憶は全くないので、脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和36年4月15日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者番号払出簿には、「脱A」の印が押されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最後の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の36年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

また、申立人は既に死亡しており、申立てに係る事業所も廃業している上、

申立人の長女が証言している「受給した記憶は無いので、よく調べてほしいと母が言っていた。」という言葉のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が勤務していた事業所（昭和 35 年 12 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。）の被保険者名簿に記載されている従業員の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、脱退手当金受給資格のある 8 人のうち、7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が見受けられるとともに、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の施行前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年8月1日まで

結婚した昭和18年7月\*日以前からA社B事業所(現在は、C社D事業所)に勤務していた。社会保険庁の記録によると、当該事業所が19年10月1日から厚生年金保険の適用事業所になっているにもかかわらず、被保険者記録は23年8月1日資格取得となっており、納得がいかないため正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と結婚した昭和18年7月\*日以前からA社B事業所に勤務し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった19年10月1日から厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、C社D事業所が保管する「社会保険(健保年金)関係控」の申立人に係る年金資格取得欄には「23. 8. 1」と記載されていることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

また、複数の元同僚の証言から申立人はぶどう栽培に従事していたと推認される。昭和23年8月1日前に厚生年金保険の被保険者であった者の中には、ぶどう栽培に従事していた者は確認できない一方、社会保険事務所の記録によれば、同日に95人が一斉に厚生年金保険に加入しており、その中には多数のぶどう栽培従事者が存在する上、入社年月日を確認できた者はいずれも入社年月日と資格取得年月日が異なっていることを踏まえると、当該事業所においては、申立期間当時はぶどう栽培従事者の厚生年金保険加入について、入社と同時に届出を行う取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申

立人が厚生年金保険の被保険者となった昭和 23 年 8 月 1 日前に申立人に係る記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。